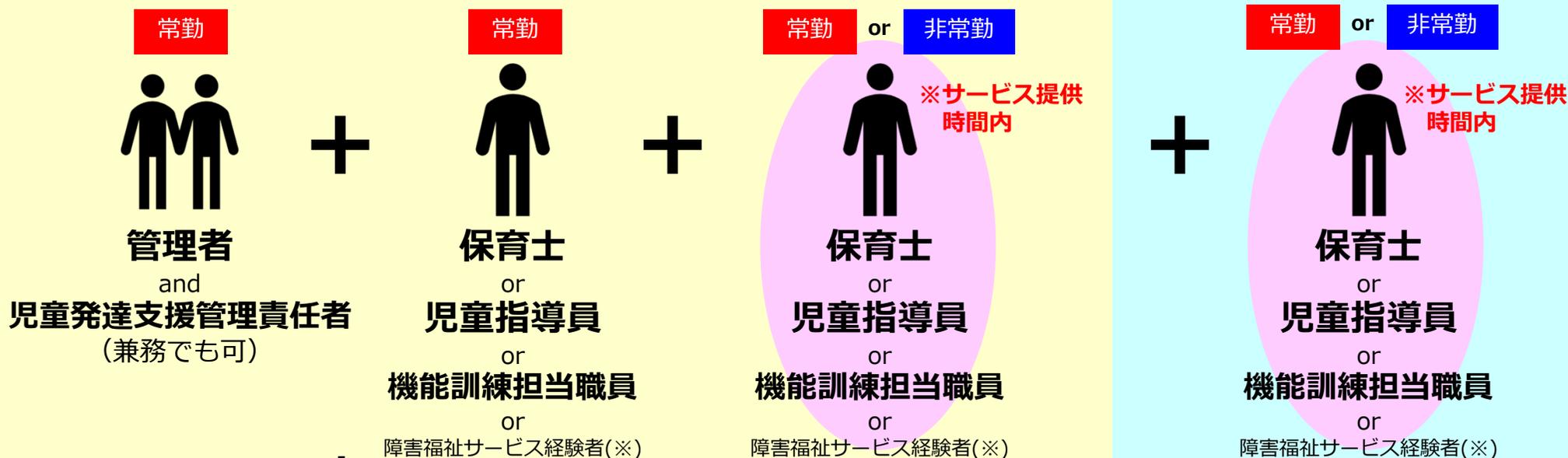


基本の人員配置基準

利用者が11人以上の場合

(※5人増えるごとにプラス1名)

利用者が10人以下の場合



(※)令和3年4月法改正後は「障害福祉サービス経験者」の配置は廃止されておりますのでご注意ください。
令和3年3月31日時点で旧基準に基づく指定を受けている事業所については、2年間の経過措置が設けられています。

【日毎で見た場合】

その日に勤務している保育士 or 児童指導員 or 機能訓練担当職員 or 障害福祉サービス経験者の内、半数以上が保育士 or 児童指導員である必要がある。



「児童指導員等加配加算」の算定について

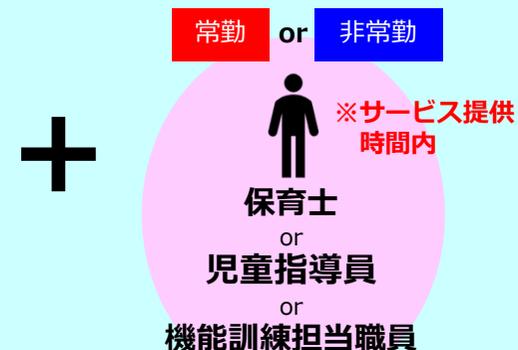
(※令和3年4月法改正後)

基本の人員配置基準

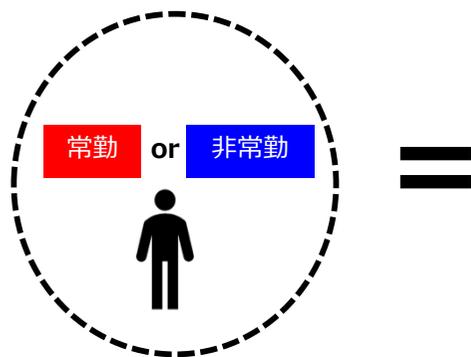
利用者が10人以下の場合



利用者が11人以上の場合
(※5人増えるごとにプラス1名)



+ 基本の人員配置基準に加えて、**常勤換算で1.0人以上**配置されていると算定可能。



理学療法士等 (187単位)	児童指導員等 (123単位)	その他の 従業員 (90単位)
<ul style="list-style-type: none"> 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 保育士 	<ul style="list-style-type: none"> 児童指導員 強度行動障害支援者養成研修 修了 重度訪問介護従業者養成研修 行動障害支援課程 修了 行動援護従業者養成研修 修了 手話通訳士 手話通訳者 	<ul style="list-style-type: none"> その他



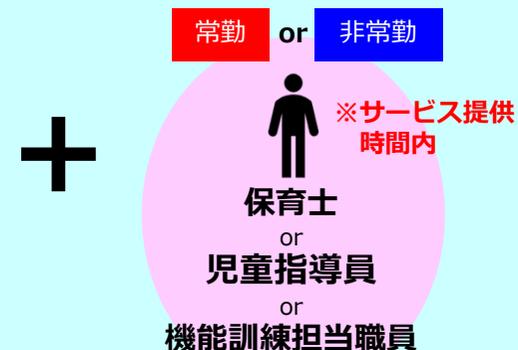
「専門的支援加算」の算定について (※令和3年4月法改正後)

基本の人員配置基準

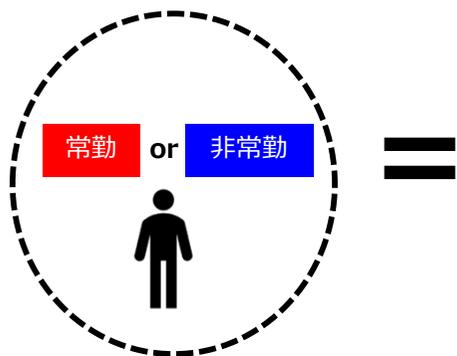
利用者が10人以下の場合



利用者が11人以上の場合 (※5人増えるごとにプラス1名)



基本の人員配置基準に加えて、**常勤換算で1.0人以上**配置されていると算定可能。



理学療法士等 (187単位)

- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・言語聴覚士
- ・心理指導担当職員
- ・国立障害者リハビリテーションセンター視覚障害学科履修者
- ・5年以上児童福祉事業に従事した保育士 (※児童発達支援のみ適用)

児童指導員等 (123単位) ※児童発達支援のみ適用

- ・5年以上児童福祉事業に従事した児童指導員 (※児童発達支援のみ適用)

※放課後等デイサービスの場合、保育士や児童指導員は対象となりませんのでご注意ください。
児童発達支援のみの適用です。

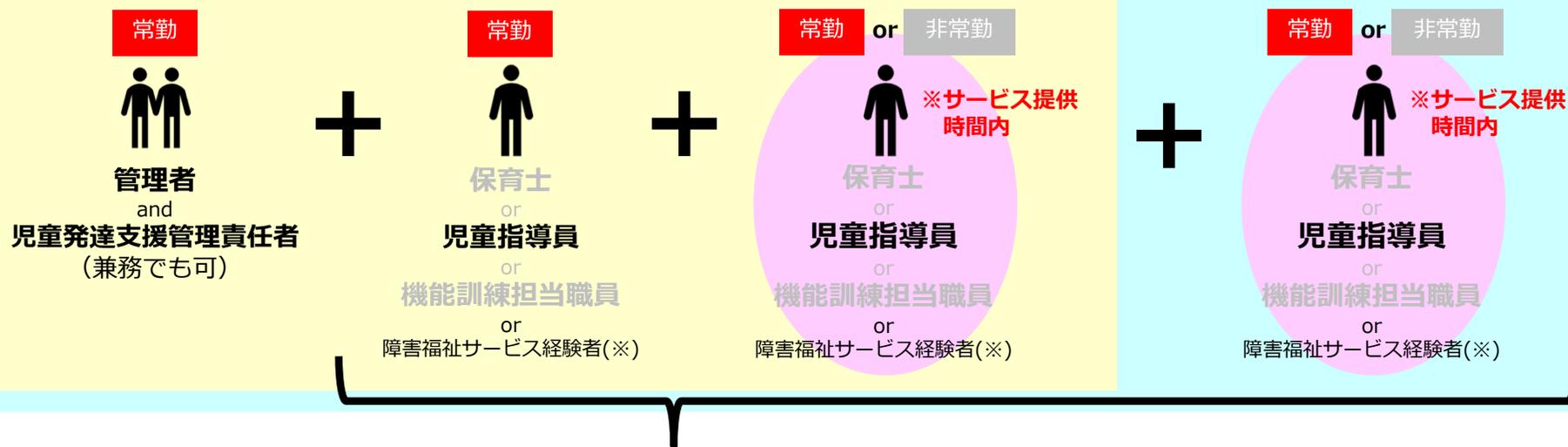


「福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）（Ⅱ）」の算定について （※令和3年4月法改正後）

基本の人員配置基準

利用者が11人以上の場合
（※5人増えるごとにプラス1名）

利用者が10人以下の場合



【計算方法】

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師

常勤の児童指導員、障害福祉サービス経験者(※)

↳ ※保育士、非常勤職員は含めません。

=割合が35%以上 **I** を算定可能

=割合が25%以上 **II** を算定可能

(※)令和3年4月法改正後は「障害福祉サービス経験者」の配置は廃止されておりますのでご注意ください。
令和3年3月31日時点で旧基準に基づく指定を受けている事業所については、2年間の経過措置が設けられています。

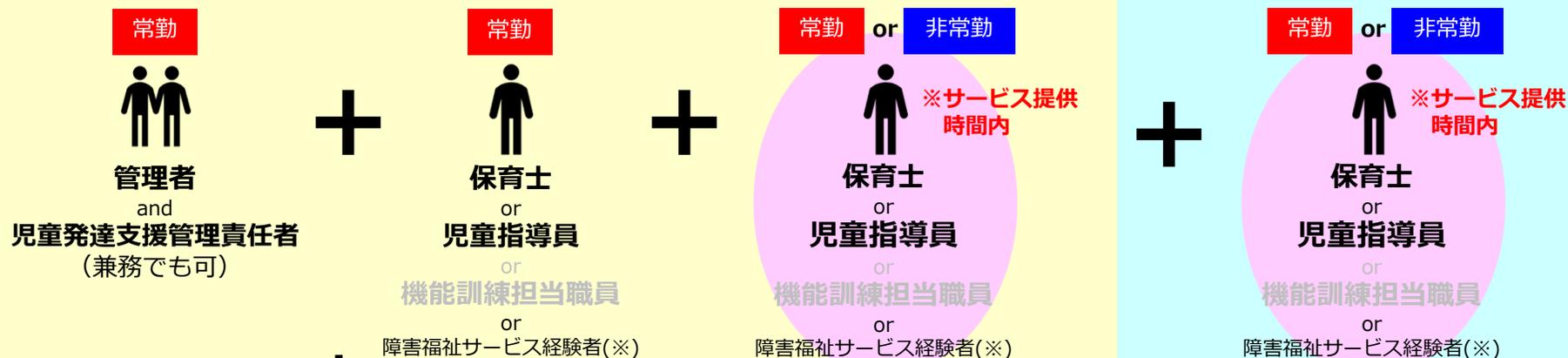


「福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）」の算定について （※令和3年4月法改正後）

基本の人員配置基準

利用者が11人以上の場合
（※5人増えるごとにプラス1名）

利用者が10人以下の場合



【計算方法】

常勤職員
 の状況



常勤換算 常勤職員
 保育士、児童指導員、障害福祉サービス経験者(※)

= 割合が**75%以上**

または



を算定可能

勤続年数
 の状況

勤続年数**3年以上**の職員

常勤の保育士、児童指導員、障害福祉サービス経験者(※)

= 割合が**30%以上**

(※)令和3年4月法改正後は「障害福祉サービス経験者」の配置は廃止されておりますのでご注意ください。
 令和3年3月31日時点で旧基準に基づく指定を受けている事業所については、2年間の経過措置が設けられています。

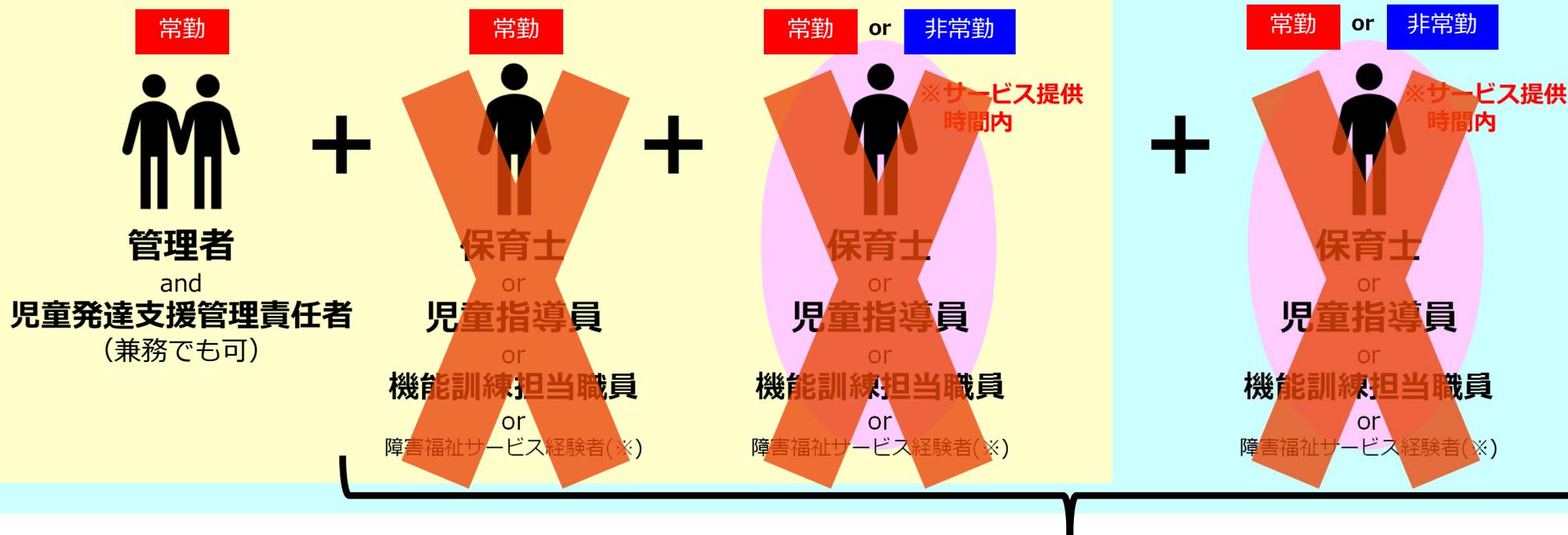


基本の人員配置基準

利用者が11人以上の場合

(※5人増えるごとにプラス1名)

利用者が10人以下の場合

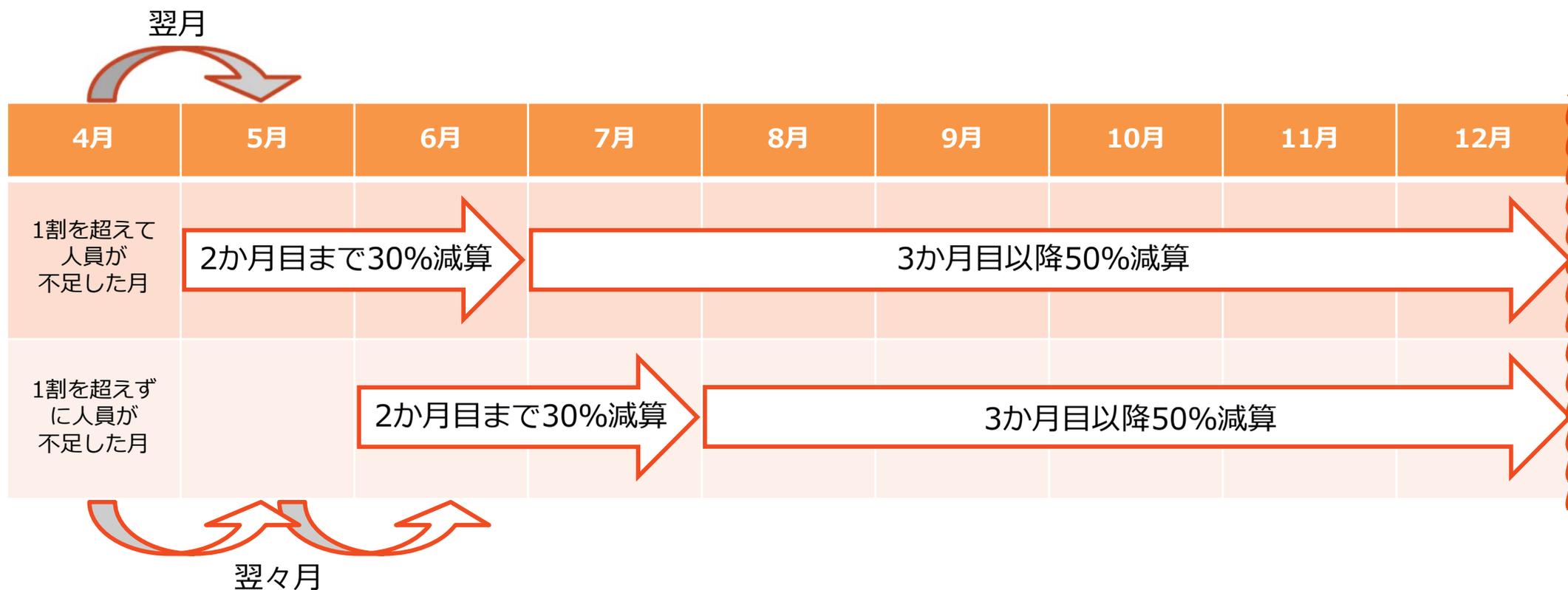


管理者と児童発達支援管理責任者以外の必要な人員を満たしていない場合に減算対象となります。



「サービス提供職員欠如減算」について (※令和3年4月法改正後)

人員を満たしていない時間数が、本来あるべき時間数の1割を超えていた場合は翌月から、1割以内の場合は翌々月から、減算の対象となります。

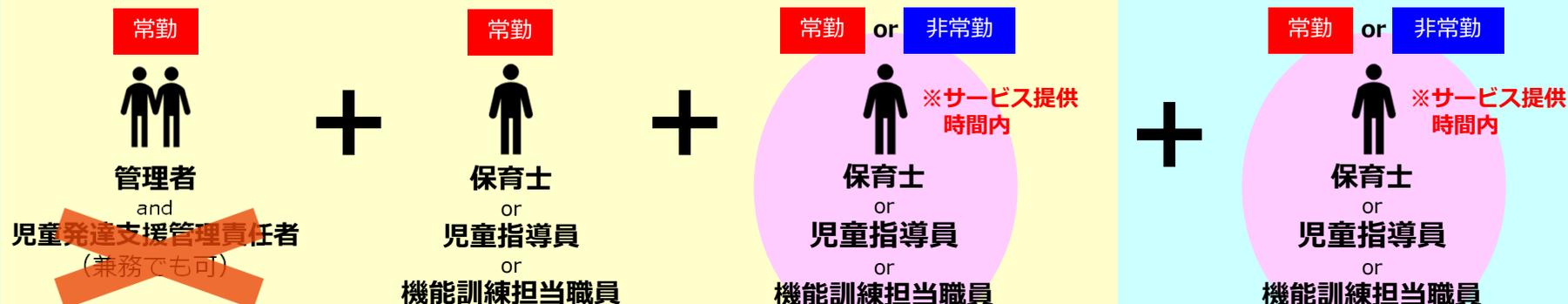


「児童発達支援管理責任者欠如減算」について (※令和3年4月法改正後)

基本の人員配置基準

利用者が11人以上の場合
(※5人増えるごとにプラス1名)

利用者が10人以下の場合



児童発達支援管理責任者を配置できなくなった月の翌々月より、減算の対象となります。

